

公益財団法人つなぐいのち基金

平成 28 年度 第 5 回 理事会議事録

(みなし決議による臨時理事会)

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第 1 号議案 内閣府公益認定等委員会 変更認定申請の承認の件
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鶴居 由記衣
3. 理事会があったものとみなされた日 平成 28 年 11 月 17 日
4. 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事 豊住吉弘
5. 理事現在数及び定足数 現在数 6 名、定足数 4 名 (監事 1 名)
(電磁的記録による同意) 鶴居代表理事 清水副理事長 安藤常任理事
豊住常務理事 伊藤理事 村尾理事 福岡監事
6. 会議の概要
第 1 号議案 内閣府公益認定等委員会 変更認定申請の承認の件

平成 28 年 5 月 14 日提出 変更認定申請の取り下げに伴い、当該議案につき常任理事会に検討・審議の結果、平成 29 年 4 月に事業開始を想定したあらたな公益目的事業の変更・追加案を策定いたしましたので、理事会に提議するものです。(申請は 11 月 19 日付を予定しております。)

<常任理事会の主旨>

- ① 公益移行時の公益目的事業の主旨である「社会的ハンデを抱える子どもたちへの助成事業」の助成の種類と必要なリソースの獲得手段の追加、および助成額の決定方法の変更とすること。
- ② これまで全て無償にて対応してきましたが、業務委託費、謝金という形を中心に一定の有償での支援をお願いする予算を計上する。(但し、役員は無償。)
- ③ これに伴い、定款の第 3 条、4 条、およびその他関連規定を修正・追加する。

【報告】

第 2 四半期 業務執行報告につき、添付ファイルをご査収ください。

- ・代表理事 業務報告
- ・業務執行理事 (常務理事) 業務報告

平成28年11月13日、代表理事 鶴居由記衣が理事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成28年11月17日、理事の全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条、および 公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第33条3項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成28年11月17日

公益財団法人つなぐいのち基金

議事録作成者 常務理事兼事務局長 豊住 吉弘